



平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会社名 双 日 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 加瀬 豊
(コード番号 2768 東証第 1 部／大証第 1 部)
問合せ先 広報部長 神子 浩二
電話番号 03 - 5520 - 3404

定款の変更に関するお知らせ

当社は、本年 4 月 30 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を本年 6 月 22 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ・優先株式の発行要項の削除

平成 21 年 10 月 21 日付けにて、第一回Ⅲ種優先株式を当社普通株式の交付と引き換えに取得し、平成 21 年 10 月 29 日付けで全て消却いたしましたので、優先株式および種類株主総会に関する定款の記載を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条(発行可能株式総数)	第2章 株式 第6条(発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、13億5,050万株とする。当社の普通株式および第一回Ⅲ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、13億4,900万株および150万株とする。	当社の発行可能株式総数は、普通株式13億4,900万株とする。
第2章 株式 第8条 (単元株式) ①当社の普通株式および第一回Ⅲ種優先株式の単元株式数は、100株とする。 ② (条文省略)	第2章 株式 第8条 (単元株式) ①当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。 ② (現行どおり)
第2章の2 優先株式 第11条 (第一回Ⅲ種優先株式)	(削除)
第一回Ⅲ種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。	(条文、添付別紙1ともに削除)
第3章 株主総会 第12条～第17条(条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第16条(現行どおり)
第3章 株主総会 第18条 (種類株主総会) ①第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 ②第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。 ③第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議にこれを準用する。 ④第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。	第3章 株主総会 (削除)
第4章 取締役および取締役会 第19条～第27条(条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第17条～第25条(現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条(条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第26条～第32条(現行どおり)
第6章 計算 第35条～第37条(条文省略)	第6章 計算 第33条～第35条(現行どおり)

以 上